

令和2年中の収入に対する3年度からの個人住民税(市県民税)の主な改正点

【未婚のひとり親に対する税制上の措置】

以下に該当する未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用します。

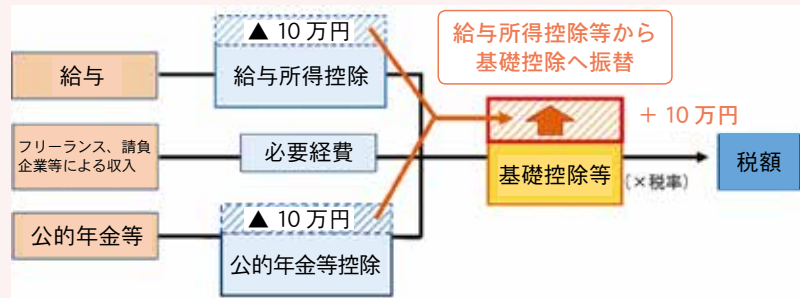
- ①生計を一にする子を扶養控除の対象にしていること
②前年の合計所得金額が500万円以下であること
③住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がないこと。

【寡婦(夫)控除の見直し】

- ①寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得500万円)を設けます。
②住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、控除の対象外になります。
③子を扶養する寡夫の控除額(現行所得税27万円、住民税26万円)について、子を扶養する寡婦(所得税35万円、住民税30万円)と同額とします。

【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替えます】

給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



※給与と公的年金等両方の所得を有する人は給与所得控除後の所得から最大10万円をマイナスします。

【扶養控除等の所得要件や非課税基準の見直し】

- ①同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除、勤労学生控除の対象となるための合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。
②未成年者、障害者、寡婦(夫)、児童扶養手当を受給しているひとり親である場合に非課税となる合計所得金額の範囲が、10万円引き上げられて135万円以下になりました。
③均等割や所得割を非課税と判定する所得金額が10万円引き上げられました。

問い合わせ=税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)
※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください



市県民税の申告

個人市県民税の申告相談会場

Table with columns: 日程 (2月17日(月)~3月16日(月)), 相談受付時間 (10時~15時), 会場 (市役所本庁舎 2階201会議室)

- ①確定申告書の作成、内容確認などのご相談については対応できません。
②2月17日・18日の終日、申告期間中の午前中は混雑が予想されます。
③平成31年度市県民税申告で所得のある申告書を提出されている人(令和元年5月31日までの受付分)には、1月末に「令和2年度市県民税申告書」をお送りしています。

個人市県民税の申告が必要な人

対象=市内在住者(2年1月1日現在)

※上記対象者のうち、個人市県民税の申告が不要な人(所得・課税証明書が必要な人は、申告が必要になる場合があります。)

- ①税務署に所得税の確定申告をした人
②給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
③市県民税が非課税(控除対象配偶者および扶養親族がいずれもない場合、前年の合計所得金額が28万円以下)になる人

年金所得者で市県民税の申告が必要な人

確定申告が不要な場合でも、次の人は市県民税の申告が必要です。

- ①医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の源泉徴収票に記載されていない各種控除を受けようとする人
②公的年金等(遺族・障害年金等を除く)に係る雑所得以外に他の所得があった人

【注意事項】

- ①還付を受ける場合や株式等の損失を翌年に繰り越すために確定申告書を提出した人は、市県民税の申告は不要です。
②収入が公的年金等のみでその収入金額が次の金額以下の人は、市県民税の申告も不要です。

公的年金などの収入金額が次の金額以下の人

- ・昭和30年1月1日以前生まれの人=148万円
・昭和30年1月2日以降生まれの人=98万円

個人市県民税の申告に必要なもの

- ①必要書類(右記「確定申告に必要な書類の例」参照) ②認印

代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類+申告者の個人番号が確認できるものをご持参ください。(同一世帯でない場合については委任状をご持参ください)※詳しくは市ホームページまたは伸びゆく三田1月15日号と同時配布した「確定申告のお知らせ」をご覧ください。

Table with contact information for tax inquiries: 問い合わせ・申告書送付先, 市県民税申告・個人市県民税, 〒669-1595 三輪2-1-1, 税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

※確定申告書の作成に関する相談は、市役所では行っていません。申告書の書き方など、相談がある人は確定申告会場をご利用ください。

一般相談

2月 ※相談無料 ※祝日を除く

Table of general consultation services including: キャリアカウンセリング, 消費生活相談, 法律相談, 男性のための電話相談, 女性のための相談, 行政相談, 出張年金相談, 社労士年金相談, シニア個別就職相談, 税務相談, 人権相談, 雇用・生活支援相談, 農地相談, 夜間納税相談, 建築無料相談, 水洗化相談, 家庭児童相談, ひとり親相談, 保育所等利用相談, 子育て相談, 青少年相談.

Table of consultation services including: 配偶者暴力相談, 子ども発達相談, 補聴器相談, 障害者生活相談, 精神障害者生活相談, 障害者差別・虐待相談, 障害者就業相談, 生活困窮者自立支援相談, 権利擁護専門相談, もの忘れ相談, 特別支援教育電話相談, 特別支援教育相談, ひまわり教育相談.

Table for 障害者相談員: 肢体 (八十川一三), 聴覚 (仲光恵), 知的 (三木尚美), 精神 (長谷川なつ子).

Table for 宝塚健康福祉事務所 (宝塚市東洋町2-5) 0797-72-0054 (代). Includes services like 水質検査, 糞便検査, HIV・梅毒・肝炎ウイルス検査, 専門栄養相談, こころのケア相談.